

# 大船渡市地域防災計画 令和元年度修正案

令和2年2月  
大船渡市防災会議



# 大船渡市地域防災計画修正案

(本編/地震・津波災害対策編/原子力災害対策編)

## 新旧対照表



# 大船渡市地域防災計画（本編） 新旧対照表

## 目次

本編 第1章 総則	
第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
本編 第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	2
第4節 気象業務整備計画	3
第6節 避難対策計画	5
第16節 風水害予防計画	8
第17節 津波・高潮災害予防計画	10
第18節 土砂災害予防計画	11
第20節 林野火災予防計画	12
第24節 事業継続対策計画	13
本編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	14
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	16
第6節 交通確保・輸送計画	30
第9節 相互応援協力計画	32
第11節 防災ボランティア活動計画	33
第13節 災害救助法の適用計画	34
第14節 避難・救出計画	35
第15節 医療・保健計画	38
第16節 食料、生活必需品等供給計画	40
第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画	41
第20節 廃棄物処理・障害物除去計画	42
地震・津波災害対策編 第1章 総則	
第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	43
地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画	
第3節 防災訓練計画	44
第19節 事業継続対策計画	45
地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	46
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	48
第13節 災害救助法の適用計画	56
第14節 避難・救出計画	57
第15節 医療・保健計画	58
原子力災害対策編 第2章 災害予防計画	
第5節 避難対策計画	59
原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第6節 避難・影響回避計画	60



頁	現 計 画	修 正 案																												
<p>1-1-2</p> <p>1-1-4</p>	<p><b>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 439 852 1301"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>                     1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。                      2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。                      3～4 [略]                      5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	盛岡地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3～4 [略] 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	[略]	[略]	<p><b>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 439 1463 1301"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>                     1 気象、地象、<u>地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。                      2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。                      3～4 [略]                      5 防災気象情報の理解促進、<u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	盛岡地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動及び水象</u> の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3～4 [略] 5 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
盛岡地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3～4 [略] 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
機関名	業務の大綱																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
盛岡地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動及び水象</u> の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3～4 [略] 5 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。																													
[略]	[略]																													
[略]	[略]																													
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>																													

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</li> </ul> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 平常時における心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤ [略]</li> <li>⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</li> <li>⑦ [略]</li> </ul> <p>オ～コ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>4～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</li> </ul> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 平常時における心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤ [略]</li> <li>⑥ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。</li> <li>⑦ [略]</li> </ul> <p>オ～コ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>4～6 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案
1-2-8	<p style="text-align: center;"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1～第3 [略]</p> <p><b>第4 防災知識の普及啓発の実施</b></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。</u></p> <p>ア <u>平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</u></p> <p>イ <u>住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。</u></p> <p>ウ <u>災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 気象業務整備計画</b></p> <p>第1～第3 [略]</p> <p><b>第4 防災知識の普及啓発の実施</b></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</u></p> <p>ア <u>防災気象情報の活用能力向上</u>  <u>盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。</u></p> <p>イ <u>安全知識の普及啓発</u>  <u>盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>ウ <u>実施事項及び実施にあたっての留意事項</u></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</u></p> <p>○ <u>盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。</u></p>

		<p>○ <u>盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。</u></p> <p>エ <u>災害教訓の伝承</u></p> <p><u>盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-10	<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難対策計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>
1-2-12	<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p>○ <u>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したのものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>

	<p>○ 市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><b>3 [略]</b></p>	<p>○ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><b>3 [略]</b></p>
1-2-13	<p><b>第3 避難場所等の整備等</b></p> <p><b>1 避難場所等の整備</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。 〔福祉避難所一覧表 資料編2-6-2〕 〔福祉避難所の開設・運営に関する協定書 資料編2-6-3〕</p>	<p><b>第3 避難場所等の整備等</b></p> <p><b>1 避難場所等の整備</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市は、一般の<u>指定避難所</u>では生活することが困難な要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u> 〔福祉避難所一覧表 資料編2-6-2〕 〔福祉避難所の開設・運営に関する協定書 資料編2-6-3〕</p>
1-2-14	<p>○ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>2～3 [略]</b></p>	<p>○ 市は、学校を<u>指定避難所</u>として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>2～3 [略]</b></p>

	<p><b>第4 避難所の運営体制等の整備</b></p> <p>○ 市は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>第5～第7 [略]</p>	<p><b>第4 避難所の運営体制等の整備</b></p> <p>○ 市は、<u>指定</u>避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に<u>指定</u>避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>第5～第7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-36	<p style="text-align: center;"><b>第 16 節 風水害予防計画</b></p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第 5～第 7 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 風水害予防計画</b></p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ <u>農林水産省及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></li> </ul> <p>第 5～第 7 [略]</p>
1-2-37	<p>第 8 浸水想定区域の公表及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、市に通知する。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p>第 8 浸水想定区域の公表及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、市に通知する。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ <u>市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</u></li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>
1-2-38	<p>第 9 [略]</p>	<p>○ <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>第 9 [略]</p> <p>第10 <b>関係者間の密接な連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>水災については、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議</u></li> </ul>

		<p>会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 所要の修正（時点修正、水防法との用語の整合）</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-39	<p style="text-align: center;"><b>第17節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 津波、高潮災害予防事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 国、県及び市は、<u>社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)</u>に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。</li> <li>○ <u>社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組として「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>第3～第5</b> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 津波・高潮災害予防計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 津波、高潮災害予防事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 国、県及び市は、<u>社会資本整備重点計画及び岩手県東日本大震災津波復興計画等</u>に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を、計画的に実施する。</li> <li>○ <u>海岸保全施設等の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>第3～第5</b> [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正（地震津波災害対策編との整合）	



頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-41</p> <p>1-2-42</p> <p>1-2-43</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 土砂災害予防計画</b></p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</li> </ul> <p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 土砂災害予防計画</b></p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ <u>国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></li> </ul> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</li> </ul> <p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-50	<p style="text-align: center;"><b>第20節 林野火災予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ <u>ジェットシューター</u>、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p> <p>○ [略]</p> <p>4～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第20節 林野火災予防計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 予防及び初期消火体制の整備</p> <p>○ <u>背負い式消火水のう</u>、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p> <p>○ [略]</p> <p>4～5 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正（一般名称に修正（ジェットシューターは芦森工業株式会社の商品名））	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-56	<p style="text-align: center;"><b>第24節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第24節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>に努めるなど防災力向上を図る。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p>
1-2-57	<p><b>第3 企業等の防災活動の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><b>第3 企業等の防災活動の推進</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案						
<p>1-3-1</p> <p>1-3-2</p> <p>1-3-3</p> <p>1-3-4</p> <p>1-3-5</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>4～6 [略]</p> <p><b>第2 活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務課長 (防災管理室次長)</td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 生活福祉部長 地域包括ケア推進室長 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長</p>	副本部長	総務課長 (防災管理室次長)	本部長	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p style="text-decoration: underline;">また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>4～6 [略]</p> <p><b>第2 活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">防災管理室次長</td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 市民協働準備室長 生活福祉部長 地域包括ケア推進室長 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長</p>	副本部長	防災管理室次長	本部長
副本部長								
総務課長 (防災管理室次長)								
本部長								
副本部長								
防災管理室次長								
本部長								

都市整備部長  
会計管理者  
水道事業所長  
教育次長  
議会事務局長  
消防署長  
市本部長の指名する職員

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

3 [略]

第3～第6 [略]

都市整備部長  
会計管理者  
水道事業所長  
教育次長  
議会事務局長  
消防次長  
市本部長の指名する職員

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

3 [略]

第3～第6 [略]

修正  
理由

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																				
<p>1-3-15</p> <p>1-3-16</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="272 573 853 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 573 336 618">種 類</th> <th data-bbox="336 573 853 618">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 618 336 1473">[略]</td> <td data-bbox="336 618 853 1473">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1473 336 1883">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="336 1473 853 1883">県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1883 336 2094">土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td data-bbox="336 1883 853 2094">大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 2094 336 2103">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="336 2094 853 2103">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]	[略]	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="885 573 1466 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 573 949 618">種 類</th> <th data-bbox="949 573 1466 618">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="885 618 949 1473">[略]</td> <td data-bbox="949 618 1466 1473">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1473 949 1883">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="949 1473 1466 1883">県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。<u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1883 949 2094">土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td data-bbox="949 1883 1466 2094">大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 2094 949 2103">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="949 2094 1466 2103">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]	[略]	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況
種 類	内 容																					
[略]	[略]																					
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。																					
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																					
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況																					
種 類	内 容																					
[略]	[略]																					
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>																					
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																					
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況																					

下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。

下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報を得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考1 [略]

備考1 [略]

イ 注意報の種類と発表基準

イ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

種 類	発 表 基 準
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

洪水注意報 [略]  
 ○ 流域雨量指数基準：綾里川流域=5.7、後ノ入川流域=5.6、盛川流域19.3、須崎川流域=5.3、中井川流域=2.6、立根川流域=5.9  
 ○ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合

洪水注意報 [略]  
 ○ 流域雨量指数基準：甫嶺川流域=6.9、綾里川流域=5.7、後ノ入川流域=5.6、盛川流域=19.3、須崎川流域=5.3、中井川流域=2.6、立根川流域=5.9、小通川流域=4.6、鷹生川流域=8.1  
 ○ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合

1-3-18

1-3-19		わせによる基準値)：後ノ入川流域＝(5、5.6)、盛川流域＝(5、19.3)		わせによる基準値)： <u>甫嶺川流域</u> ＝(6、5.5)、後ノ入川流域＝(5、5.6)、盛川流域＝(5、19.3)、 <u>小通川流域</u> ＝(7、4.1)、 <u>鷹生川流域</u> ＝(6、6.5)	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	備考1～4 [略]		備考1～4 [略]		
	<b>ウ 警報の種類と発表基準</b>		<b>ウ 警報の種類と発表基準</b>		
	種 類	発 表 基 準	種 類	発 表 基 準	
	気 象 警 報	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
		大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 浸水害：表面雨量指数基準 <u>13</u> ○ 土砂災害・土壌雨量指数基準 <u>119</u>	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 浸水害：表面雨量指数基準 <u>12</u> ○ 土砂災害・土壌雨量指数基準 <u>119</u>
		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、大船渡市内で次の基準に到達することが予想される場合 ○ 流域雨量指数基準：綾里川流域＝8.2、後ノ入川流域＝7、盛川流域＝24.2、須崎川流域 7.5、中井川流域＝3.7、立根川流域＝8.4	洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、大船渡市内で次の基準に到達することが予想される場合 ○ 流域雨量指数基準： <u>甫嶺川流域</u> ＝8.7、 <u>綾里川流域</u> ＝8.2、後ノ入川流域＝7、盛川流域＝24.2、須崎川流域＝7.5、中井川流域＝3.7、立根川流域＝8.4、 <u>小通川流域</u> ＝5.8、 <u>鷹生川流域</u> ＝10.2	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
備考1～5 [略]		備考1～5 [略]			
		備考6 <u>5日先までの警報級の現象の可能性が、[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2</u>			



日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。

備考7 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者等避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に「避難勧告」を発令することが基本となる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり

		<p>の予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
		<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警</p>

1-3-21	<p>エ [略]</p> <p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>[略]</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) [略]</p> <p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p> <p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>(※1) ・[略]</p> <p>・[略]</p>	種類	発表基準	内 容	震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報	[略]	[略]	[略]	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>[略]</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) [略]</p> <p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p> <p>→別表1のとおり修正</p> <p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>→別表2のとおり修正</p> <p>(※1) ・[略]</p> <p>・[略]</p>	種類	発表基準	内 容	震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	[略]	[略]	[略]	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	種類	発表基準	内 容																																															
震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報																																																
[略]	[略]	[略]																																																
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
種類	発表基準	内 容																																																
震度速報	[略]	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																																																
[略]	[略]	[略]																																																
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																
1-3-22	<p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p>	<p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p>																																																
1-3-23	<p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p>	<p>(イ) 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p>																																																

1-3-24	<p>(※2) ・ [略]</p> <p>・ [略]</p> <p>・ [略]</p>	<p>・ 最大波の観測値の発表内容は次のとおり。</p>																
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="width: 20%;">観測された津波の高さ</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を 発表中</td> <td>1 m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を 発表中</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を 発表中</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) ・ [略]</p> <p>・ [略]</p> <p>・ [略]</p> <p>・ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)は次のとおり。</p>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																
大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表																
	1 m以下	「観測中」と発表																
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表																
	0.2m未満	「観測中」と発表																
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)																
(ウ) [略]	(ウ) [略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を 発表中</td> <td>3 m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3 m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を 発表中</td> <td>1 m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を 発表中</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 伝達系統</p>	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報を 発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を 発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容																
大津波警報を 発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表																
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																
津波警報を 発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																

1-3-25	<p>(伝達系統の表)</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(伝達系統の表)</p> <p><u>→別表3のとおり修正</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	<p><input type="radio"/> 気象情報関連の修正</p> <p><input type="radio"/> 所要の修正</p>	

1-3-22		現 計 画			
別表1					
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m&lt;高さ</u>	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		<u>5m&lt;高さ≤10m</u>	10m		
		<u>3m&lt;高さ≤5m</u>	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>1m&lt;高さ≤3m</u>	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>0.2m≤高さ≤1m</u>	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

1-3-22 修正案

別表1  
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定されるべき被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

別表2

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表



別表2

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

別表3  
伝達系統の表

種 類	発 表 機 関	伝 達 系 統
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
津波警報等	[略]	[略]
地震及び津波に関する情報	気象庁及び盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表3

伝達系統の表

種 類	発 表 機 関	伝 達 系 統
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
大津波警報・津波警報・津波注意報	[略]	[略]
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-48	<p style="text-align: center;"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。</p> <p>なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各避難場所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。</p> <p>なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各<u>指定避難場所</u>等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>5 [略]</p> <p><u>6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。</u></p>
1-3-49	<p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 交通確保</b></p> <p>1～4 [略]</p>	<p><b>第2 [略]</b></p> <p><b>第3 交通確保</b></p> <p>1～4 [略]</p>
1-3-50	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 第1次交通規制</p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 報告の系統</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 第1次交通規制</p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 報告の系統</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
1-3-52	<p>交通規制連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">国管理道路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>岩手河川国道事務所 三陸国道事務所</p> </div> <p>(5) [略]</p>	<p>交通規制連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">国管理道路</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸国道事務所</p> </div> <p>(5) [略]</p>

1-3-53	<p><b>6 災害時における車両の移動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>第4 [略]</b></p>	<p><b>6 災害時における車両の移動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、自ら車両等の移動等を行う。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>第4 [略]</b></p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>○ 所要の修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-62	<p style="text-align: center;"><b>第9節 相互応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県、市その他の防災関係機関は、その所管事務に係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 県、市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><b>第2～第3 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 相互応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県、市その他の防災関係機関は、その所管事務に係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 県、市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、<u>実効性の確保に努め</u>、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><b>第2～第3 [略]</b></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-75</p> <p>1-3-77</p>	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体、NPO団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-80	<p style="text-align: center;"><b>第13節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～2 [略]</p> <p><b>第2～第4 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～2 [略]</p> <p><u>3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p> <p><b>第2～第4 [略]</b></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-83	<b>第14節 避難・救出計画</b>	<b>第14節 避難・救出計画</b>												
	<p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>												
1-3-84	<p>4 避難所の設置、運営</p> <table border="1" data-bbox="272 439 852 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市本部長	避難所の設置、運営	[略]	[略]	<p>4 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p> <table border="1" data-bbox="884 439 1461 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td><u>指定</u>避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市本部長	<u>指定</u> 避難所の設置、運営	[略]	[略]
実施機関	担当業務													
市本部長	避難所の設置、運営													
[略]	[略]													
実施機関	担当業務													
市本部長	<u>指定</u> 避難所の設置、運営													
[略]	[略]													
	<p>5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p>												
1-3-90	<p>4 避難場所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開設する。</li> <li>○ 市本部長は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。</li> <li>○ 市本部長は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。</li> </ul> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い避難所を設置した場合、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。</li> <li>○ 市本部長は、当市が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。</li> </ul>	<p>4 避難場所の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。</li> <li>○ 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。</li> <li>○ 市本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。</li> </ul> <p>5 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p> <p>(1) <u>指定</u>避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、<u>指定</u>避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。</li> <li>○ 市本部長は、当市が設置する<u>指定</u>避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、<u>指定</u>避難所の確保に努める。</li> </ul>												
1-3-91	<p>ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。</p> <p>ウ 市長は、近隣市町からの要請においては、その受入れ体制を整備するとともに、当該避難所の運営に協力する。</p>	<p>ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて<u>指定</u>避難所を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を<u>指定</u>避難所とする。</p> <p>ウ 市長は、近隣市町からの要請においては、その受入れ体制を整備するとともに、当該<u>指定</u>避難所の運営に協力す</p>												

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-92	<p>また、市本部長は、職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u></p> <p>○ 市本部長は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。</p> <p><b>(2) 避難所の運営</b></p> <p>○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、<u>避難者</u>の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ 市本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 避難所のパトロールの実施等によ</p>	<p>る。</p> <p>また、市本部長は、職員の内から管理者を定め、当該<u>指定</u>避難所の運営に当たる。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 開設箇所数及び各<u>指定</u>避難所の避難者数</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ <u>指定</u>避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市本部長は、<u>指定</u>避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>○ 市本部長は、<u>指定</u>避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。</p> <p><b>(2) 指定避難所の運営</b></p> <p>○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、<u>指定</u>避難所の円滑な運営に努める。この場合において、<u>指定</u>避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ 市本部長は、<u>指定</u>避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市本部長は、<u>指定</u>避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、<u>次</u>の措置をとる。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>指定</u>避難所のパトロールの実施等</p>

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>る安全の確保</p> <p>キ～ク [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6～9 [略]</p>	<p>による安全の確保</p> <p>キ～ク [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6～9 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-97	<p style="text-align: center;"><b>第15節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p style="text-decoration: underline;">県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p>8 <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p>9 <u>災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>												
1-3-98	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="284 1518 863 1742"> <thead> <tr> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td><u>2</u>チーム</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p>	指定病院	DMAT数	編成基準	県立大船渡病院	<u>2</u> チーム	[略]	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="885 1518 1465 1742"> <thead> <tr> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td><u>3</u>チーム</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p>	指定病院	DMAT数	編成基準	県立大船渡病院	<u>3</u> チーム	[略]
指定病院	DMAT数	編成基準												
県立大船渡病院	<u>2</u> チーム	[略]												
指定病院	DMAT数	編成基準												
県立大船渡病院	<u>3</u> チーム	[略]												

頁	現 計 画	修 正 案																		
<p>1-3-105</p>	<p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 ○ [略]</p> <p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図</p> <table border="1" data-bbox="284 302 655 875"> <tr> <td style="text-align: center;">                 県立病院 D M A T 指定病院             </td> <td style="text-align: center;">                 岩手医大 D M A T 指定病院             </td> <td style="text-align: center;">                 盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                 25 県立病院 D M A T チーム             </td> <td style="text-align: center;">                 4 岩手医大 D M A T チーム             </td> <td style="text-align: center;">                 5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム             </td> </tr> </table> <p>第9 [略]</p>	県立病院 D M A T 指定病院	岩手医大 D M A T 指定病院	盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院	↓	↓	↓	25 県立病院 D M A T チーム	4 岩手医大 D M A T チーム	5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム	<p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 ○ [略]</p> <p>医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図</p> <table border="1" data-bbox="885 302 1257 875"> <tr> <td style="text-align: center;">                 県立病院 D M A T 指定病院             </td> <td style="text-align: center;">                 岩手医大 D M A T 指定病院             </td> <td style="text-align: center;">                 盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                 28 県立病院 D M A T チーム             </td> <td style="text-align: center;">                 4 岩手医大 D M A T チーム             </td> <td style="text-align: center;">                 5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム             </td> </tr> </table> <p>第9 [略]</p>	県立病院 D M A T 指定病院	岩手医大 D M A T 指定病院	盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院	↓	↓	↓	28 県立病院 D M A T チーム	4 岩手医大 D M A T チーム	5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム
県立病院 D M A T 指定病院	岩手医大 D M A T 指定病院	盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院																		
↓	↓	↓																		
25 県立病院 D M A T チーム	4 岩手医大 D M A T チーム	5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム																		
県立病院 D M A T 指定病院	岩手医大 D M A T 指定病院	盛岡赤十字病院 D M A T 指定病院																		
↓	↓	↓																		
28 県立病院 D M A T チーム	4 岩手医大 D M A T チーム	5 盛岡赤十字病院 D M A T チーム																		
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 所要の修正</p>																			

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-107	<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2～第3 [略]</p>	<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>第2～第3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-115	<p>第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 349 865 533"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市本部の担当） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長	[略]	<p>第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="887 349 1468 533"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長 <u>（救助実施市）</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市本部の担当） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長 <u>（救助実施市）</u>	[略]
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長	[略]													
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長 <u>（救助実施市）</u>	[略]													
1-3-118	<p>5 被災宅地の危険度判定</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士<u>の要請</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>5 被災宅地の危険度判定</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士<u>への協力要請</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>												
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正													

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-125	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>
1-3-127	<p>○ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の<u>産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者</u>に委託して処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>○ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の<u>産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者</u>に委託して処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	



頁	現 計 画	修 正 案																
2-1-2	<p><b>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 439 852 622"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p><b>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 439 1463 622"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
機関名	業務の大綱																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
2-1-4	<table border="1" data-bbox="272 663 852 1305"> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 663 451 1211">盛岡地方気象台</td> <td data-bbox="451 663 852 1211"> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、</u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 [略]</p>	盛岡地方気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、</u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="884 663 1463 1305"> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 663 1062 1211">盛岡地方気象台</td> <td data-bbox="1062 663 1463 1211"> <p>1 気象、地象、<u>地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及び発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進<u>、</u>防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 [略]</p>	盛岡地方気象台	<p>1 気象、地象、<u>地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及び発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進<u>、</u>防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p>	[略]	[略]	[略]	[略]				
盛岡地方気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、</u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p>																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
盛岡地方気象台	<p>1 気象、地象、<u>地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集及び発表に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 防災気象情報の理解促進<u>、</u>防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u>。</p>																	
[略]	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-4	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、<u>最も早い津波の到達予想時間</u>や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-33	<p style="text-align: center;"><b>第19節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第2～第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第19節 事業継続対策計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど</u>防災力向上を図る。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第2～第3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案						
2-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>5～8 [略]</p> <p><b>第2 活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務課長 <u>(防災管理室次長)</u></td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	副本部長	総務課長 <u>(防災管理室次長)</u>	本部長	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p><b>第2 活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>防災管理室次長</u></td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 <u>市民協働準備室長</u> 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	副本部長	<u>防災管理室次長</u>	本部長
副本部長								
総務課長 <u>(防災管理室次長)</u>								
本部長								
副本部長								
<u>防災管理室次長</u>								
本部長								
2-3-2	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">総務課長 <u>(防災管理室次長)</u></td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	副本部長	総務課長 <u>(防災管理室次長)</u>	本部長	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">副本部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>防災管理室次長</u></td></tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><b>2 市本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 <u>市民協働準備室長</u> 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	副本部長	<u>防災管理室次長</u>	本部長
副本部長								
総務課長 <u>(防災管理室次長)</u>								
本部長								
副本部長								
<u>防災管理室次長</u>								
本部長								
2-3-4	<p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	本部長	<p>(2) 組織</p> <p>○ 市本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">本部長</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">総務部長 (防災管理室長) 災害復興局長 企画政策部長 <u>市民協働準備室長</u> 生活福祉部長 <u>地域包括ケア推進室長</u> 商工港湾部長 観光推進室長 農林水産部長 都市整備部長</p>	本部長				
本部長								
本部長								

会計管理者  
水道事業所長  
教育次長  
議会事務局長  
消防署長  
市本部長の指名する職員

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

3 [略]

第3～第6 [略]

会計管理者  
水道事業所長  
教育次長  
議会事務局長  
消防次長  
市本部長の指名する職員

ア～オ [略]

(3)～(4) [略]

3 [略]

第3～第6 [略]

修正  
理由

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																																
2-3-14	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul>																																
2-3-17	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p> <p>注) 1～4 [略]</p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p>	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p> <p>→地震津波編別表1のとおり修正</p> <p>注) 1～4 [略]</p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p>																																
2-3-18	<p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>(※1)・[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[略]</li> <li>・[略]</li> </ul>	<p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>→地震津波編別表2のとおり修正</p> <p>(※1)・[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[略]</li> <li>・[略]</li> </ul>																																
2-3-19	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 1256 405 1429">警報・注意報の発表状況</th> <th data-bbox="405 1256 584 1429">発表基準</th> <th data-bbox="584 1256 852 1429">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 1429 405 1704" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="405 1429 584 1570">観測された津波の高さ &gt; 1 m</td> <td data-bbox="584 1429 852 1570">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1570 584 1704">観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td data-bbox="584 1570 852 1704">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1704 405 1980" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="405 1704 584 1845">観測された津波の高さ ≥ 0.2m</td> <td data-bbox="584 1704 852 1845">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1845 584 1980">観測された津波の高さ &lt; 0.2m</td> <td data-bbox="584 1845 852 1980">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1980 405 2121">津波注意報</td> <td data-bbox="405 1980 584 2121">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="584 1980 852 2121">数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 1256 1016 1429">警報・注意報の発表状況</th> <th data-bbox="1016 1256 1166 1429">観測された津波の高さ</th> <th data-bbox="1166 1256 1461 1429">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 1429 1016 1503" rowspan="2">大津波警報を 発表中</td> <td data-bbox="1016 1429 1166 1503">1 m超</td> <td data-bbox="1166 1429 1461 1503">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 1503 1166 1576">1 m以下</td> <td data-bbox="1166 1503 1461 1576">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1576 1016 1727" rowspan="2">津波警報を 発表中</td> <td data-bbox="1016 1576 1166 1650">0.2m以上</td> <td data-bbox="1166 1576 1461 1650">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 1650 1166 1727">0.2m未満</td> <td data-bbox="1166 1650 1461 1727">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1727 1016 1868">津波注意報を 発表中</td> <td data-bbox="1016 1727 1166 1868">(すべての場合)</td> <td data-bbox="1166 1727 1461 1868">数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)
警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容																																
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																																
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表																																
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表																																
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表																																
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)																																
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																
大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表																																
	1 m以下	「観測中」と発表																																
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表																																
	0.2m未満	「観測中」と発表																																
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)																																

2-3-20	(※2) ・[略] ・[略] ・[略] ・[略]		(※2) ・[略] ・[略] ・[略] ・[略]		
	警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表	大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
・[略] ウ[略] (3) [略] ○[略] (伝達系統の表) (4)～(7) [略] 2 [略]			・[略] ウ[略] (3) [略] ○[略] (伝達系統の表) →地震津波編別表3のとおり修正 (4)～(7) [略] 2 [略]		
修正理由	○ 所要の修正				

2-3-17		現 計 画			
地震津波編別表1					
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m&lt;高さ</u>	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		<u>5m&lt;高さ≤10m</u>	10m		
		<u>3m&lt;高さ≤5m</u>	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>1m&lt;高さ≤3m</u>	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>0.2m≤高さ≤1m</u>	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。



2-3-17

修 正 案

地震津波編別表 1

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定されるべき被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

2-3-18		現 計 画	
地震津波編別表2			
津波情報の種類と発表内容			
	情報の種類	発表内容	留意事項
津 波 情 報	津波到達予想時刻・ 予想される津波の 高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は <u>2種類の定性的表現</u> で発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。</li> <li>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul>
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul>
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</li> <li>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

2-3-18

修 正 案

別表2

## 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

2-3-21 現 計 画

地震津波編別表 3

伝達系統の表

津波警報等の区分	発表機関	伝達系統
津波警報等	[略]	[略]
地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。

2-3-21

修 正 案

## 地震津波編別表3

## 伝達系統の表

津波警報等の区分	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報・津波注意報	[略]	[略]
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図 (資料編3-2-6)のとおり。

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-38	<p style="text-align: center;"><b>第13節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～2 [略]</p> <p><b>第2～第4 [略]</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～2 [略]</p> <p><u>3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p> <p><b>第2～第4 [略]</b></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-39	<p style="text-align: center;"><b>第14節 避難・救出計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">1～3 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">4 避難所の設置、運営</p> <p style="padding-left: 20px;">5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p style="padding-left: 20px;">1～3 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">4 避難場所の開設 【本編・第3章・第14節・第3・4参照】</p> <p style="padding-left: 20px;">5 避難所の設置、運営 【本編・第3章・第14節・第3・5参照】</p> <p style="padding-left: 20px;">6～9 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 避難・救出計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">1～3 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">4 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p> <p style="padding-left: 20px;">5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p style="padding-left: 20px;">1～3 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">4 避難場所の<u>開放</u> 【本編・第3章・第14節・第3・4参照】</p> <p style="padding-left: 20px;">5 <u>指定</u>避難所の設置、運営 【本編・第3章・第14節・第3・5参照】</p> <p style="padding-left: 20px;">6～9 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-41	<p style="text-align: center;"><b>第15節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DMAT」という。）、医療関係機関その他の防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>第2～第9 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DMAT」という。）、医療関係機関その他の防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p> <p>第2～第9 [略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	



頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 避難計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</li> </ul> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第6節・第2・1参照】</p> <p><b>2～3</b> [略]</p> <p><b>第3～第6</b> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 避難計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 避難計画作成及び<u>指定</u>避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により<u>指定</u>避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。</li> </ul> <p>【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第6節・第2・1参照】</p> <p><b>2～3</b> [略]</p> <p><b>第3～第6</b> [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-13</p> <p>3-3-14</p> <p>3-3-16</p> <p>3-3-17</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難・影響回避計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b> 1～3 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> 1～3 [略]</p> <p><b>4 避難所の設置、運営</b> 【本編・第3章・第14節・第2・4参照】</p> <p><b>第3 実施要領</b> 1～4 [略]</p> <p><b>5 避難所の設置、運営</b> 【本編・第3章・第14節・第3・5参照】</p> <p><b>6 [略]</b></p> <p><b>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</b> <b>(1) 在宅避難者の把握</b> ○ <u>市本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となること等により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</u></p> <p><b>(2) 在宅避難者に対する支援</b> ○ <u>市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</u> ○ <u>市本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難・影響回避計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b> 1～3 [略]</p> <p><b>4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> 1～3 [略]</p> <p><b>4 指定避難所の設置、運営</b> 【本編・第3章・第14節・第2・4参照】</p> <p><b>第3 実施要領</b> 1～4 [略]</p> <p><b>5 指定避難所の設置、運営</b> 【本編・第3章・第14節・第3・5参照】</p> <p><b>6 [略]</b></p> <p><b>7 [削除]</b></p>

	<p><u>8</u> 広域一時滞在  【本編・第3章・第14節・第3・8参照】  第4 [略]</p>	<p><u>7</u> 広域一時滞在  【本編・第3章・第14節・第3・8参照】  第4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	